

令和4年度



札幌市小規模事業者 持続化サポート補助金

1 補助金の概要

日本商工会議所補助金事務局（以下「補助金事務局」）の「小規模事業者持続化補助金」に採択され、交付決定を受けた事業者に対し、札幌市が上乗せして補助します。
事業者の自己負担額を軽減し、事業継続及び持続的発展を支援します。

2 補助対象者

札幌市による上乗せ補助の対象者は、以下のとおりです。

- 「小規模事業者持続化補助金」＜一般型＞の交付決定を受けている事業者のうち、補助金の採択審査時に「新型コロナウイルス感染症加点」の付与を希望した事業者（第1～第2回）
※＜一般型＞の場合、第3回締め切り分以降＜一般型＞の「新型コロナウイルス感染症加点」が廃止されているため、同回以降の採択者は札幌市の上乗せ対象者とはなりません。
- 「小規模事業者持続化補助金」＜コロナ特別対応型＞の交付決定を受けている事業者（第1回～第5回）
- 「小規模事業者持続化補助金」＜低感染リスク型ビジネス枠＞の交付決定を受けている事業者（第1回～第6回）

補助主体	補助率	補助上限額 ※単独事業者の場合
補助金事務局	補助対象経費の 2/3又は3/4	50万円 又は 100万円（事業再開枠を除く）
札幌市	補助対象経費の 1/12	商工会議所の補助金交付額が ①50万円以下の場合 62,500円 ②50万円を超える場合 125,000円

裏面も、ご一読ください。

3 申請の流れ

札幌市には、下表のとおり補助金事務局に対する精算払請求を終えた後、ご申請いただくこととなります。

※申請に必要な書類はホームページ（下記 URL）でご確認ください。

順序	内容
1	補助金事務局による審査・採択
2	補助対象事業の実施・完了
3	補助金事務局による補助金確定通知受領・精算払請求
4	札幌市への補助金交付申請
5	札幌市による補助金審査・交付

4 申請受付スケジュール

令和4年度中には、下記のとおり申請を受け付けます。なお、当該スケジュールは、一部変更となる場合がありますので、ホームページ（下記 URL）も併せてご確認ください。

※本市予算の上限に達した場合は、受付を終了する場合があります。

受付期限（必着）
令和5年3月31日（金曜日）

5 補助金の交付時期

毎月、月末までに到着した申請を翌月初頭にまとめて審査・処理を行い、補助金の交付をさせていただきます。申請いただいたタイミングによっては、1か月以上お待たせすることとなりますが、何卒ご了承ください。（例えば、月の初旬に申請いただいた場合、お待たせする期間が長くなります。）

○札幌市小規模事業者持続化サポート補助金のお申込み・お問い合わせ先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局 産業振興部 商業・経営支援課

TEL：011-211-2372 FAX: 011-218-5130

URL：<http://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/syokibosapo-to.html>



SAPPORO